

国官技第12の2号

平成26年4月16日

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



火災事故防止対策について

(参 考 送 付)

平成26年3月20日、首都高速3号渋谷線の塗装塗り替え工事現場において、火災が発生しました。この事故を受け、首都高速道路株式会社が調査を実施し、4月11日に原因究明と再発防止対策が公表されました。

国土交通省におきましては、橋梁塗装の塗り替え工事での火災事故防止対策について別添のとおり各地方整備局等に通知しましたので、参考までに送付します。

貴団体におかれましても当該通知内容をご理解の上、貴団体会員の皆様に、周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

国官技第12号

平成26年4月16日

北海道開発局 事業振興部長 殿
各地方整備局 企画部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長

火災事故防止対策について

平成26年3月20日、首都高速3号渋谷線の塗装塗り替え工事現場において、火災が発生しました。この事故を受け、首都高速道路株式会社が調査を実施し、4月11日に公表された原因究明と再発防止対策について、高速道路会社に通知がなされたところです。

については、別紙の内容を参考として、橋梁塗装の塗り替え工事での火災事故防止対策を徹底いただきますようお願いいたします。

首都高3号渋谷線高架下火災 事故原因と再発防止対策

出火原因

鋼桁の塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより発火し、足場シートに着火して延焼

工事受注者の施工上の問題点

- 施工計画書の記載と異なる作業
 - ・ 施工計画書：布拭きによる塗装除去
 - ・ 実作業：シンナーと布を用いた作業

- 不適切な安全管理措置
 - 引火性の高いシンナーを使用する直下で、
 - ・ 白熱球を使用
 - 防爆型照明器具を使用すべきであった
 - ・ 防炎／難炎性能を有さないシートを使用

再発防止対策

- 施工計画書に記載した作業手順の遵守
 - ・ 手順を変更する場合の施工計画書変更
 - ・ 危険物等使用時の詳細な施工計画書提出

- 危険物の取り扱い／火災予防
 - ・ 発火の原因となる機材の使用を避けるよう、受注者への指導を徹底
 - ・ 防炎／難炎性能を有する足場シートの使用を規定

さらに事故リスクを低減させるための対策

- ・ 火災予防の観点での安全パトロール実施



渋谷区南平台町付近(高速 3 号渋谷線高架下)の火災に関する再発防止対策について

首都高速道路株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:菅原 秀夫)は、渋谷区南平台町付近(高速 3 号渋谷線高架下)で発生した火災における「火災発生現場での問題点」と「再発防止対策」を取り纏めましたので報告します。

この火災により、お客様及び沿道の皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1. 火災概要

発生日時:平成 26 年 3 月 20 日(木) 14 時頃

発生場所:渋谷区南平台町付近(高速 3 号渋谷線高架下) 弊社の塗装塗替工事現場

出火理由:塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの

2. 火災発生現場での問題点

- (1) 工事受注者が、施工計画書に塗装除去作業でのシンナー使用を詳細に記述することなく作業を行っていた。
- (2) 工事受注者の安全管理措置が不適切であった。

3. 再発防止対策(詳細は別紙参照)

この度のような火災を二度と発生させないよう、全ての塗装塗替工事を対象に下記について対策を講じる。

- (1) 作業手順を遵守するように工事受注者への指導を徹底する。
- (2) 危険物等の取扱い及び貯蔵について、工事受注者への指導を徹底する。
- (3) 火災予防対策として、防災性能を有する足場シートを用いること等を規定し、工事受注者を指導する。

今後の渋谷区南平台町付近(高速 3 号渋谷線高架下)の火災に関連する報告(恒久復旧等)は、弊社ホームページ(<http://www.shutoko.co.jp/>)にて公表させていただきます。

なお、恒久復旧にあたっては高速 3 号渋谷線の通行止めは行わない工法を検討しています。

記者発表クラブ 国土交通記者会

お問い合わせ先

首都高速道路株式会社

経営企画部

広報室

TEL 03-3539-9257

3号渋谷線高架下火災に関する再発防止対策について

1. 出火原因

塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの。

2. 工事受注者の施工上の問題点

- (1) 施工計画書に作業手順の詳細な記述をせず作業を行っていた。
 - ・ウェス拭きによる塗装除去作業について、施工計画書ではシンナー（消防法における危険物・第4類第1石油類）拭きの記載はなかったが、実作業はシンナーを使用していた。
- (2) 安全管理措置が不適切であった。
 - ・引火性の高いシンナーを使用する直下で防爆性能*を有さず、かつ表面が高温となる仮設照明（200W白熱球）を使用していた。
 - *照明器具内部の電氣的な接点で生じた電気火花を器具の外部へ漏らさず、誘爆を防ぐように密閉・保護された構造のもの
 - ・引火性の高いシンナーを使用する直下で、防災又は難燃性能を有していないシートを使用していた。

3. 再発防止対策

この度のような火災を二度と発生させないように、全ての塗装塗替工事を対象に下記の対策を講じる。

(1) 作業手順の遵守について

- ・消防法における危険物及び指定可燃物（以下「危険物等」という。）を用いた作業を行う場合は、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出させ、その手順を遵守するよう受注者に対して指導を徹底する。
- ・施工計画書に記載している作業以外の作業を行う際は、あらかじめ施工計画書を変更することを再度周知徹底する。

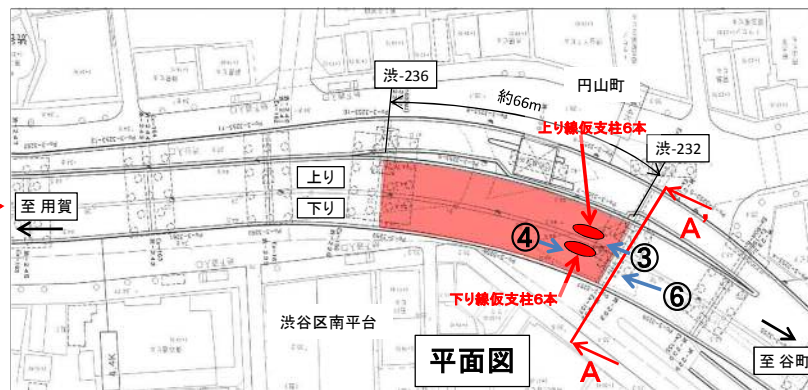
(2) 危険物等の取扱い及び貯蔵について

- ・防爆性能を有さない白熱球等、発火の原因となる恐れがある物品の使用を避けるよう、受注者に対して指導を徹底する。
- ・危険物等の数量及び保管方法について引き続き関係法令を遵守するよう受注者を指導するとともに、チェックシートにより具体的に把握する。
- ・危険物等の保管方法及び取扱いに関し疑義がある場合は、事前に管轄する消防署に確認を行うよう受注者を指導する。

(3) 火災予防対策について

- ・必要に応じて、火災予防に対する知識及び技術を有する者による安全パトロールを実施する等、火災予防に関する安全管理を徹底するとともに受注者を指導する。
- ・防災又は難燃性能を有する足場シートを用いるよう規定するとともに、防災又は難燃性能を有していないシートの使用を制限するよう受注者を指導する。

上記再発防止対策が確実かつ継続的に実施されるよう、定期的にフォローアップを行う。

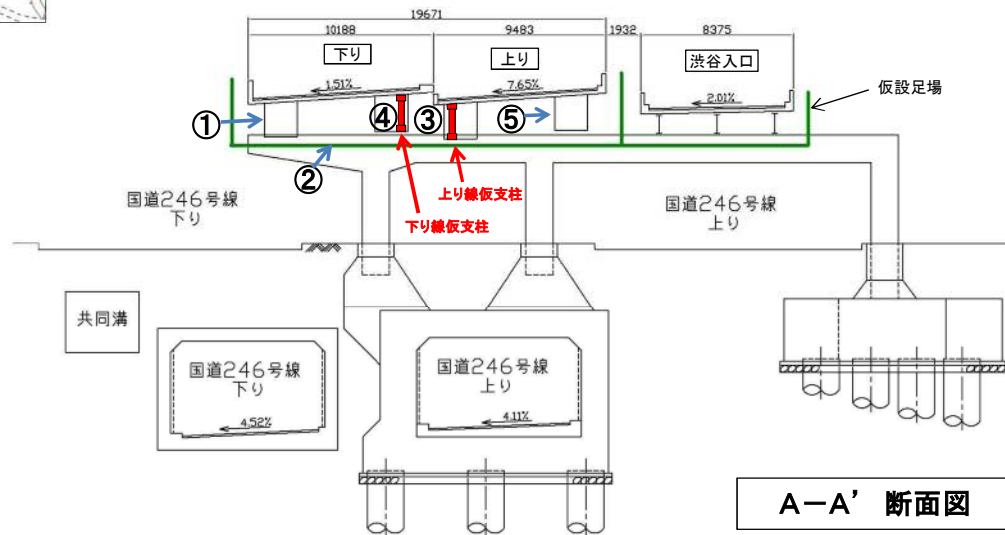


洪-232～洪-236の構造概要

しゅん功 : 昭和46年9月
 供用 : 昭和46年12月
 形式 : 単純鋼床版箱桁 上下分離
 設計基準 : 鋼道路橋設計示方書 (昭和39年6月)

橋長 : 約 66.3m
 幅員 : 約 10.2m(下り)、約 9.5m(上り)
 桁幅 : 約 2.0m
 桁高 : 約 2.2~2.8m

【①下り線 足場内】 撮影日:3/22



【⑥高速上 舗装】 撮影日:3/20



【②下り線 足場下】 撮影日:3/20



【③上り・下り 桁側面部】 撮影日:3/22



【④下り 桁内部 仮支柱】 撮影日:3/23



【⑤上り 足場内】 撮影日:3/20

